

【障害福祉課からのお知らせ】

ストーマ装具・紙おむつの給付を受けている方へ



日頃より障害福祉行政にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、ストーマ装具・紙おむつの給付を受けるためには、申請が必要です。
で、下記のとおりお知らせいたします。

ご不明な点などございましたら障害福祉課までご連絡ください。

記

1. 給付対象期間と申請時期（年度の前期・後期で分けています）

給付対象期間	申請時期
前期（当該年の4月分～9月分）	前年10月1日～当該年の2月28日
後期（当該年の10月分～翌年3月分）	当該年の4月1日～8月31日

(例) 令和8年度前期（4月分～9月分）の申請は、
令和7年10月1日～令和8年2月27日に行う
（令和8年2月28日は休日のため2月27日までになります）

※給付対象期間と同じ年度内であれば申請時期以外でもご申請いただけますが、
給付券等の発送が遅くなってしまう場合がございます。

2. 申請書提出先（郵送可）

上尾市役所 障害福祉課（本庁舎 2F ④番窓口）

（郵送の場合）〒362-8501 上尾市本町3-1-1

上尾市役所障害福祉課 地域支援第一・第二担当 宛

※上尾市役所 障害福祉課での提出は平日のみとなります。

※支所・出張所での受付はできませんのでご注意ください。

3. 申請書提出後、利用業者へ連絡してください

①申請書を提出したこと

②障害福祉課へ見積書を送付すること

【担 当】

上尾市役所障害福祉課

Tel：048-775-5122

【ストーマ装具・紙おむつの給付について】

《支給限度額》

- ・消化器系 2カ月で17,716円 (6カ月で53,148円)
- ・尿路系 2カ月で23,278円 (6カ月で69,834円)
- ・紙おむつ 2カ月で24,000円 (6カ月で72,000円)

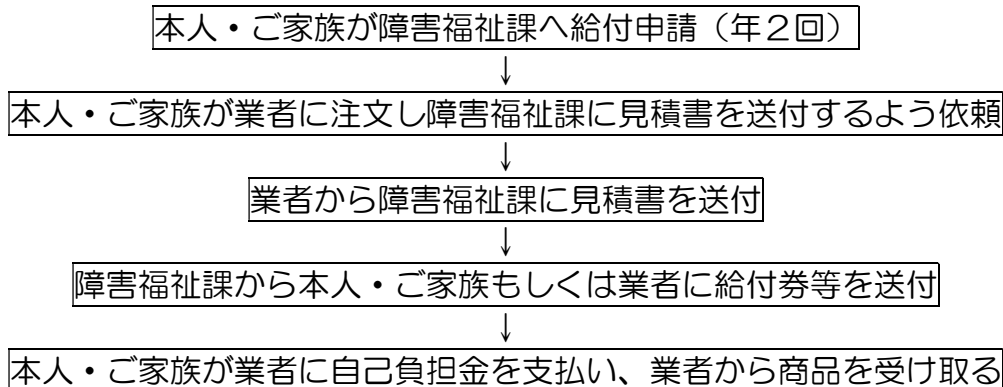
《支給限度額内自己負担金》

- ・市民税課税世帯・・・10%負担
- ・市民税非課税世帯、生活保護世帯・・・0%負担

※支給限度額内の自己負担金は、利用者から業者にお支払いいただきます。

※市民税課税世帯の方で、支給限度額に満たない場合は、実支出額の10%負担となります。

《ご申請から給付の流れ》



“いざ” という時のために対策を！！

※ 災害等に備えた準備の対応例

- ・避難袋にストーマ装具及び衛生用品等を入れておく。
- ・避難先でのストーマ装具を迅速に入手等できるように使用しているストーマ装具の品番・メーカー名、購入先業者名、身体障害者手帳などの情報を記したメモやカードを用意する。
- ・別に住む家族宅にもストーマ装具や衛生用品を保管する。

災害に対しては、
日ごろの心構えと準備が大切です。

